

(仮称) 美浜新庄ウィンドファーム発電事業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 3 年 5 月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供したが、新型コロナウイルスの影響により縦覧期間を3月末まで延長した。

(1) 公告の日

令和3年1月14日（木）

令和3年3月19日（金）（縦覧期間延長及び新たな住民説明会日程についての周知）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和3年1月14日（木）、令和3年3月19日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

・ 福井新聞

② 地方公共団体の公報、広報誌、地元新聞によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2 参照]

・ 広報みはま

令和3年1月号（No. 621）P25

・ 広報わかさ

令和3年2月号（No. 190）P10

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3 参照]

・ 敦賀市ホームページ

・ 若狭町ホームページ

・ 美浜町ホームページ

・ 当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 5 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

・ 福井県庁	(福井県福井市)
・ 敦賀市役所	(福井県敦賀市)
・ 美浜町役場	(福井県三方郡美浜町)
・ 新庄区山村開発センター	(福井県三方郡美浜町)
・ 若狭町役場	(福井県三方上中郡若狭町)

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://greenpower.co.jp/category/information/>

(4) 縦覧期間

令和 3 年 1 月 14 日 (木) から令和 3 年 3 月 31 日 (水) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 3 名であった。

(内訳) 福井県庁	0 名
敦賀市役所	2 名
美浜町役場	1 名
新庄区山村開発センター	0 名
若狭町役場	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。なお、当初予定していた住民説明会は新型コロナウイルスの影響により中止し、3月に改めて公告による周知を行ったうえで下記の通り説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和3年3月28日（日）10時00分から12時00分まで
- ・開催場所：美浜町なびあす 1F コミュニティルーム
- ・来場者数：5名

- ・開催日時：令和3年3月28日（日）18時00分から20時00分まで
- ・開催場所：敦賀市栗野公民館 1F 大ホール
- ・来場者数：4名

- ・開催日時：令和3年3月29日（月）18時00分から20時00分まで
- ・開催場所：若狭町レピア 2F レインボーホール
- ・来場者数：3名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4、別紙5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月14日（木）から令和3年4月15日（木）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は11通、意見総数は41件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は41件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	貴社が作成した環境影響評価方法書（以下、方法書という）に記載している対象事業実施区域（以下、計画地という）は、当該地域に形成されている生態系の頂点に位置するクマタカが複数ペア生息し、イヌワシは近隣住民近隣生息地からの飛来が観察されるなど希少猛禽類が多く生息し、かつ、ミゾゴイ、ヨタカ、コノハズク、ヤイロチョウなどの希少鳥類が生息している可能性がある場所です。また、計画地周辺はハチクマやサシバなどの猛禽類やカモ科鳥類の渡り経路となっている可能性があります。そのため、風力発電施設（以下、風車という）の建設工事段階では騒音や作業員の存在等により、特に希少猛禽類の繁殖に重大な影響を及ぼすこと、そして、風車の稼働後にはバードストライクや障壁影響を含む生息地放棄等が発生することが大きく危惧されます。以上の理由から、方法書に対し、下記のように意見を述べますので、貴社には適切な対応を取っていただけるようお願いいたします。	ご意見ありがとうございます。頂いた個別具体的ご意見について、次項以降で解答させていただきます。
2	1. 計画地の見直しについて 冒頭で記述したように、計画地は地域生態系の頂点に位置し、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠＢ類、福井県版レッドリストで絶滅危惧Ⅰ類に指定されているイヌワシとクマタカ、およびその他の希少鳥類等の飛翔が確認されている。これらの種は、計画地とその周辺の地域で生息・営巣していると推察され、風車の建設はそれらの生息に重大な影響を及ぼすと考えられる。そのため、計画地は風車の建設場所としては不適切であることから、計画地の選定位置の見直しを求める。	ご指摘の通り、文献その他の資料調査では、対象事業実施区域周辺においてはイヌワシやクマタカ等が重要種として挙がっておりますため、まずは慎重に現地調査を行い、希少猛禽類の生息・営巣状況の確認を行ってまいります。
3	2. 鳥類（希少猛禽類）調査の調査地点（定点）について 計画地とその周辺で7箇所の定点を設定しているが、降雪期にはSt1とSt2の2箇所しか使用できない。これでは、繁殖期と重なる降雪期の十分な調査が出来るとは言えない。降雪期でも十分な調査ができるよう、スノーモービル等での移動や、ヘリコプターなどによる調査員の搬送などを実施することを求める。ただし、エンジン音等が希少猛禽類に影響を与えないよう十分な配慮も必要である。	降雪期においては、定点観察のほか移動観察や新たな定点を選定することにより、視野を確保することとしております。なお、本事業地においては急こう配な箇所が多いため、スノーモービルやヘリコプターによる移動は難しいと考えております。
4	3. 鳥類（希少猛禽類）調査の調査日数について 方法書では希少猛禽類調査の日数を「1回あたり連続3日間とし、各月1回」としているが、特に春と秋は、3日間の調査日程に雨天が重なってしまい「ほとんどデータが取れない月」が生じることがある。そのため、もし雨天が重なってもその前後の好天時にデータを取得できるような調査計画を立てるべきである。また、貴社は、計画地およびその周辺	様々な気象状況がある中で、生息状況を把握することとしております。なお、台風や警報等の災害につながる状況は安全が確保できませんので、調査を延期するなどして、なるべく様々な状況の調査データの集積に努めます。 調査については、鳥類調査及び渡り鳥調査において確認された希少猛禽類についても、記録を行うこととしており、月1回にこだわることなく、記録し

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	で繁殖していると推察される希少猛禽類の営巣地や高度利用域等を必ず特定し、事業の実施によるそれらへの影響を適切に評価できるような調査計画を立てるべきである。なお、調査の日程について、繁殖期間中は各月1回にこだわることなく、繁殖ステージごとの行動を把握できるように調査日程を組むべきである。	てまいります。
5	4.「鳥類の渡り鳥の移動経路」調査期間等について方法書では鳥類の渡り時の移動経路調査として「2月、3月、4月、5月及び9月、10月の実施とし、各月3日間実施する。」としているが、現地の渡り鳥の状況から考えると、春は6月、秋は11月も調査時期に加えるべきである。なお、調査実施中に悪天候となりデータが取得できない日が生じる可能性も考慮した調査日程を組むべきである。	調査につきましては、鳥類調査及び猛禽類調査時においても、渡りが確認された場合には記録を行ってまいります。必ずしも好天気で渡り鳥のピークを捉えられるわけではございませんが、前年の状況や公開されている当年の渡り状況など情報を収集し、日程については検討を行うこととしております。
6	5. レーダー調査等の実施について 計画地とその周辺を渡る鳥類の移動経路の位置を把握し、事業の実施による鳥類への影響を検討するための基礎データを得るには、目視での観察調査やICレコーダーを使った調査だけでは不十分である。特にICレコーダーは音声を取得できる範囲が狭く、計画地を通過する渡り鳥の状況を広く把握することはできない。そのため、船舶用レーダーやレーザーレンジファインダー等により、できるだけ広範囲に正確な飛翔経路や高度、時間等を把握、分析したうえで、障壁影響も含めた影響評価を実施することを求める。なお、ほかの事業者によって行われている風力発電事業の方法書や調査では、ほとんどの事業者がレーダー調査を導入しており、当該地のみでレーダー調査が行われないのは、他の計画地との影響評価の比較ができないことから、レーダー調査は必須である。	レーダー調査を実施するためには、周囲の開けた土地と、その土地まで機材を運搬できる大型車両でアクセスできる道路が必要となります。対象事業実施区域上空をとらえられる地点で、それらの調査条件に合致する土地がないため、レーダー調査の実施は現時点で断念せざるを得ませんでした。
7	6. 累積的影響評価の実施について 計画地周辺では貴社が計画する事業以外にも、他の事業者による風力発電計画が複数ある。ある一定の地域に複数の施設がある場合、鳥類、特に渡り鳥に対し、障壁影響やバードストライクなど重大な影響を及ぼすことが海外の知見により知られている。そのため貴社は、互いに計画段階であったとしても、他の事業者と事前の調査結果の共有等を行いながら、適切に累積的影響評価を実施し、周辺地域全体における鳥類等の自然環境に配慮すべきである。	方法書 p.15～16 に記載の通り、現在存在する他事業者による風力発電事業の計画地は当事業の対象事業実施区域から15km以上の離隔があるため、累積的な影響が生じるとは考えにくい状況です。同様の位置関係による累積的影響が生じる等の最新の知見があった場合や、より近くに他事業が計画された場合にはそれらを考慮して適宜対応してまいります。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	十分に見られていませんので、感想だけ記述しておきたいと思います。まず、専門家の方からの聞きとりにもあるように、この地域は、設置するに足るだけの十分な情報が得られていない事は私もよく理解できます。「思う」「考えられる」などの表現が多く見られる事から、正直に述べられていると思いました。それをふまえてまず十分な調査が必要、計画をすることにおいてさらなる調査が必要 (例 1) 植生自然度は単に植生単位から書かれただけのもので、実は、その中身は大きく差がある。 (例 2) ホソバミズヒキモなど、止水域に見られる水草類がたくさん書かれているが、この地域にこれ程多いのか。 (例 3) 文献調査とは言え、1～2 時間歩いて得られるようなリストが載せられている。少なすぎる。 今後数年かけて、十分かつ設置に必要な情報の収集が必要です。	ご意見ありがとうございます。本事業地においては過去に十分な調査がなされていなかったため、参考にできる既存文献が限られておりました。専門家からのご指摘を踏まえ、現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺の動植物の生息・生育状況を把握してまいります。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	調査の結果を拝読しました。多様な鳥獣が生息していることに驚きました。生態系に配慮した発電がなされるよう希望するとともに再エネの可能性に期待しています！	ご意見ありがとうございます。本事業へのご期待に沿うよう、環境影響評価法に基づく手続きを実施しながら、今後調査、予測及び評価を行い、環境影響を極力回避・低減した計画を検討してまいります。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	野坂山地のブナ伐採、取り止めをお願い 野坂山地一帯に広がるブナの鈍林は、長い年月をかけてその地の気候に順応し形成されてきた見事なブナ林です。山を歩く者たちはこの山城を歩くことをとても楽しみにしており、春夏秋冬 変わりゆくブナを愛でながら林を歩きます。滋賀県、福井県の山歩きのガイド本にも、広く案内されています。(仮称)美浜新庄ウィンドファーム発電事業は、この尾根のブナ林を広範囲に伐採し、そこに風車の建設を予定するものです。すでに建設されている風力計測のための塔も、何本ものブナを伐採して作られました。方法書の表 4.1 には「人と自然との活動の触れ合いの活動の場」に選定されない理由として、以下のように書かれています。「事業実施想定区域に主要な人と自然との活動の触れ合いの活動の場（野外レクリエーション地等）が存在せず、人と自然との活動の触れ合いの活動の場が消失するおそれがないため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない」。風車設置が予定されている尾根には、野坂岳、芦谷山、庄部谷山、などのピークがあり、滋賀県の赤坂山、三国山、大御影山などのピークをつないで多くの登山者が歩きます。伐採、風力発電用風車の設置により、登山道が荒廃することを強く懸念します。建設事業による土砂の流出が与える流域の谷への影響も案じられます。耳川流域の横谷川にはブナ、トチ、カツラの巨木が群生する甲森谷があります。この溪畔林は尾根に繁る豊かなブナ林が蓄えた水が流入することによって守られてきたものです。上部ブナ林の伐採、取付用の林道整備などにより、この日本有数の巨木林に悪影響がないか案じるところです。本年 2/11 に計測してきたブナ巨木のデータを添付（同封）します。野坂岳～芦谷山の尾根の一部ですが、この短い尾根だけでも胸高周囲 200cm 以上の巨木が 14 本ありました。芦谷山直下標高 800m 付近には、胸高周囲 400cm のブナも有りました。温暖化が急激に進む中、一度伐採されてしまえばこれほどの巨木が育つことはもうないだろうと思われます。どうか十分に考慮頂き、この風力発電計画を再度見直ししていただくようお願いいたします。	今後の現地調査において、ブナ林や巨木等の分布状況を含め現状を把握したうえで、既存の林道や作業道等を可能な限り利用し、樹木の伐採等をできるだけ少なく留められるよう、事業計画を検討してまいります。 なお、計画地においては良好な風況が見込まれ、また、すでに近傍に変電所インフラも整っていることから風力発電の適地として考えられ、地元行政におかれましても、エネルギービジョンが策定され、風力発電導入を促進していく方針が示されております。 本事業では再生可能エネルギーの導入への貢献はもとより、地元集落において作業道等の山の維持管理の課題を抱えていることから、本事業ではそういった地元集落の課題にも応えられるように検討を進めてまいります。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	(パソコンで作成したため次ページからです。) 本事業実施想定区域への風力発電設置について、真に人々共通の公益性に資するかどうかについて、より多角的な視点から検討することを要望します。今回の風力発電の設置予定場所は、その周辺地域も含め優れた自然環境を有する地域である。これらの地域の自然資源としての価値の高さについては、本方法書の3章の「3.1.5.1. (3)動物の注目すべき生息地の状況」の項目の、1. (2)動物の重要な種(p63～)、1. (3)動物の注目すべき生息地(p. 71～)、2. (2)植物の概要(p. 78～)、2. (3)植物の重要な種及び重要な群落(p. 88～)に示されている。特に図 3-1-28 に示されているとおり、事業実施想定区域の北側は、そのほとんどが植物自然度 9 クラスの自然植生である。 また「表 3.1-47 重要な自然環境のまとまりの場」として列挙されているとおり、当該地域は、これまで、その豊かな自然環境が、多方面の人々から高く評価されてきた地域でもある。さらに、事業実施想定区域には、保安林に指定されている場所も含まれている。保安林に指定されている森林は、重要な公益的機能を有していることが「森林法」により認められている森林地域であることを鑑み、その公益性を考え、工事の為に安易に指定から外すような措置は避けるべきである。 風力発電の設置予定場所はかなり広範囲な稜線である。そのため、稜線での樹木の伐採、地形の掘削、風力発電設置のための土地の掘削と工事全般に伴う地形の改変は、対象事業実施想定区域のみならず、その流域内の下流に位置する複数の水系へ大きな悪影響を及ぼす可能性が容易に想定される。そうしたことを避ける意味でも、事業実施想定区域の下流域全体の生物相、ならびに生態系への影響を十分に調査・把握した上で、影響評価・予測を科学的に実施し、悪影響があるとされる場合はそれを回避するための措置が不可欠だと考えられる。具体的には、事業実施想定区域内の折戸谷川や栗川谷川のほかに、事業実施想定区域外に位置する黒河川水系や横谷川水系、そして耳川水系など、これら全般に及ぶ溪畔植生を含めた下流域が挙げられるだろう。 また、この地域一帯の自然環境には、たとえ、希少種や絶滅危惧種に該当するものでない普通種の生物群集であっても、食物連鎖や様々な生物間相互作用を通して、この地域一帯の生態系の構成要素ならびに生態系の機能を維持するのに重要な働きを担っていること、その生態系のバランスが本事業にて失われる可能性も、十分認識すべきである。 「第 4 章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」で、「4.3.3. 動物の項目について」、「4.3.4. 植物の項目について」、「4.3.5. 生態系の項目について」を読む限り、予測地域は「事業実施想定区域」に限定されており、事業により影響を受ける可能性のある下流域等への配慮がなされていない。事業実施想定区域に湿地等が存在しないからとの理由で影響が生じる可能性が低いとする予測結果ならびに評価は、流域の上流域での土地改変が下流の河川や湖沼・湿地に多大な影響を及ぼすという、これまで多くの科学的な知見を反映した判断になっていない。	ご指摘の通り、対象事業実施区域及びその周囲における文献調査では、動植物の重要な種や自然植生等を抽出しており、方法書 4 章に記載している内容は、その文献調査結果を踏まえた配慮書時点での予測評価をお示ししております。今後、環境影響評価法に則った動植、植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場及び水質等の現地調査を実施し、その結果を踏まえた予測・評価を行ってまいります。なお、対象事業実施区域の一部は保安林となっておりますが、今後、関係機関とも協議をおこなってまいります。 また、専門家からのご指摘にもある通り、対象事業実施区域及びその周辺はこれまで十分に調査されておらず、これまで確認されていない重要種や群落等が存在する可能性があることを踏まえ、実際に調査を行ってまいります。また、必要に応じて調査計画については、適宜見直しを行うことを検討しております。 まだ工事内容の詳細は決まっておりますませんが、環境への影響を低減し、また、森林が持つ水源涵養機能に影響を及ぼさないよう、既存の林道や作業道等を可能な限り利用し、樹木の伐採等をできるだけ少なく留められるよう、事業計画を検討してまいります。 工事中の水質への影響については、施工時に造成箇所を速やかに転圧・締固めを行うことにより、土砂の流出防止を図るとともに、仮設沈砂池の設置等の濁水発生防止対策を講じることにより、水の濁りによる影響を回避又は極力低減するよう努めてまいります。 対象事業実施区域においては、地元自治体や地元集落が推奨するトレイルコースは含まれておりませんが、引き続き、情報収集を行います。なお、地元集落では作業道等の山の維持管理の課題を抱えていることから、本事業ではそういった地元集落の課題にも応えられるように本事業の検討を進めてまいります。 調査結果については準備書において公表するとともに、なるべく幅広く関係者からご意見等を頂戴し、皆様のご理解が得られる事業となるよう検討を重ねてまいります。

(表は次ページに続く)

	方法書の表 6. 2-1 に述べられている現場環境をよく知っている専門家の指摘には、十分な対応が必要である。P. 262 p. 263 p. 265 の環境省希少野生動植物種保存推進員の意見は重要である。また、p. 266 のヒラサヌエなど昆虫類への指摘も重要である。P. 267 で指摘されている専門家の意見で「黒河川のブナ林のようなものが事業地にもあるのかなと思う。このあたりに重要な群落がないのは調査ができていないからだろう。」という指摘があるとおり、事業実施想定区域においても、既存の植生等をはじめとする生物調査が十分でないため、たとえ貴重で希少な生物相や群落があっても、認識されていない可能性がこの地域には多くあることを、この地域をよく知る専門家は指摘しているのではないか。トンボなど、森林ならびに水域の双方を生息場所として移動して生活している生物種もいるため、事業対象想定区域だけ調査しても、それは片手落ちであり、その点を十分に考えて調査計画を再考すべきである。 本事業実施想定区域である森林は、三方五湖や近隣の住宅地や農地からも近く、これらを含め森、里、海が連続し、また、人間活動を内包した価値の高い自然環境を形成しており、福井県のかげがえのない地域資源だと考えられる。滋賀県・京都府・岐阜県などの近隣県からも車で足を伸ばすことができるため、自然との触れ合いを求める周辺都市の住民にとっても、将来にわたって良質な自然資源を提供できる重要な生態系だと考えられる。最近では、生き物の豊かな環境が人々の健康を育むために重要な役割を果たしていることが科学的にも示されつつある。本事業想定区域とその周辺環境には、表 6. 2-2 に書かれている以外に、現在でもトレイルコースなど人と自然との触れ合いの場は存在していることに加え、将来的にも利活用が期待できる潜在性があると考えられる。本事業実施想定区域は、もっぱら稜線域であるが、そこは正に人々が山歩きなどを通して自然に親しむことができる主たる場所である。そのため、本事業が、その大切な触れ合いの場を大きく損なうことについても、十分認識しなければならない。 今後、気候変動で激甚化していくと予測される集中豪雨などの影響として、例えば、本事業により森林の保水力の低下などが生じてくることがないよう、水循環の見地からもアセスメントをする必要があるだろう。表 7. 1-2(3)や表 7. 1-2(4)の住民の意見に対する事業者の返答は、住民の心配に対して十分な答えになっていないのではないかと危惧する。 コロナ禍で地元住民等への説明についてご苦労があると思われる。閲覧期間の延長などもしていただいている点を評価する。また、温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの必要性についても理解している。しかし、気候変動の対策が生物多様性・生態系の有する公益的機能を著しく阻害するものであってはならない。地域の自然環境は地史的・歴史的な時間をかけて育まれてきたものであり、一度破壊するとその再生は極めて困難であることを認識すべきである。 本事業が、真に国民共通の公益性に資する事業であるかを見極めるために、今後、方法書の意見に十分な対応がなされ、調査データの公表なども誠実に行っていただき、幅広い関係者間で情報共有がなされ、多面的な視点から検討を行うことをお願いします。	
--	--	--

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
12	現在計画されている野坂山地周辺での風力発電開発事業についての意見書を提出いたします。 同地区はブナの原生林が存在し自然環境を維持する貴重な存在であり、ハイキング等でこの辺りの山々を散策するたびその大切さを実感しております。開発事業によりこの貴重な環境に及ぼす影響は少なからずあるのではないかと危惧しております。それを裏付ける専門的データは持ち合わせてはいませんが、こうした開発による自然環境の変化が、一地域だけにとどまらず広く周囲に影響を及ぼすことは容易に想像できます。大切な水がめ琵琶湖への影響も必ずやあるでしょう。近年の暖冬で琵琶湖の深呼吸が出来ていないことは報道されていますが、開発が進めば水源の環境変化も決して無視はできないのではないかと思います。 同事業に対する専門的な意見書が他からも提出されていることと思いますが、自然を愛する市民として、また将来の子孫へ自然を残す責任者として以上の通り意見申し上げます。何卒ご配慮、ご検討の程宜しく申し上げます。	今後の現地調査においてブナ林や巨木等の分布状況を含め現状を把握したうえで、既存の林道や作業道等を可能な限り利用し、樹木の伐採等をできるだけ少なく留められるよう、事業計画を検討してまいります。 なお、対象事業実施区域は中央分水嶺よりも北側に位置し雨水は日本海に流れることから、本事業が琵琶湖に影響を及ぼすことはないと考えております。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者(株式会社グリーンパワーインベストメント)及び委託先(日本気象協会)の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば環境保全上重要な論点が入り替わってしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。	意見書の内容は、順番を並び替えず、要約も行いません。全文お示しいたします。また、それぞれのご意見に対して見解をお示しいたします。
14	■2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)	今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を実行可能な範囲で検討してまいります。
15	■3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードが回転するのか? 仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 (理由: コウモリ類の保全上必要な諸元のため)	現段階では、風車機種の確定に至っておりません。なお、予測については、調査結果や有識者の助言を踏まえ適切に実施いたします。
16	■4. 回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これについて事業者の考えを述べて頂きたい。 ※45個体(4種、1~32個体)、2015, 07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11, 2017) ※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県) ※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体	バットストライクの発生については、当該地域の状況及び環境によって一律とはいえないと考えております。環境保全措置の内容については、現地調査結果や有識者からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲で検討してまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	合計9個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年12月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020年2月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第2回)」(令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ3個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令和2年10月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県	
17	■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。	今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を実行可能な範囲で検討してまいります。
18	■6. コウモリの保全措置(提言措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する速度)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	ご指摘の措置については、今後の調査・予測評価を踏まえ検討してまいります。
19	■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置(フェザーモード)を行うかもしれない。しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	最新の国内の成果や有識者からの助言、また今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を実行可能な範囲で検討してまいります。
20	■8. 環境保全措置の実施時期について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置(提言措置)については「事後調査で重大な影響(コウモリの死体)を	最新の国内の成果や有識者からの助言、また、今後実施する現地調査により当該地域のコウモリ類の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を実行可能な範囲で検討してまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。コウモリ類の保全措置(低減措置)は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。	
21	■9.「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。	「予測の不確実性」については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和2年3月)では、「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」について以下のように記載されております。 「過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合で、具体例としては、動物、植物及び生態系に対し環境保全措置を講じる場合等が考えられる。」
22	■10.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置(低減装置)を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	環境保全措置については、最新の国内の成果や有識者からの助言、また、現地調査結果を踏まえ検討してまいります。
23	■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令により「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	最新の知見、有識者からの助言を踏まえ、現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について調査いたします。
24	■12. コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林から200m以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹木から200m以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。なお、バットストライクに係るリスクについては、現地調査結果や有識者等からの意見を踏まえた手法等により、予測を行ってまいります。その結果を踏まえ、当該地域において、環境影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。
25	■13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考え

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合には、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	ております。引き続き新たな知見の収集に努め、今後の調査の結果及び有識者の意見を踏まえながら、環境保全措置を検討してまいります。
26	■14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、「風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書」）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。なお、バットストライクに係るリスクについては、現地調査結果や有識者等からの意見を踏まえた手法等により、予測を行ってまいります。その結果を踏まえ、当該地域において、環境保全措置の検討を行ってまいります。
27	■15. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バットストライクの予測手法も応用可能だ。よってバットストライクの予測は「<u>定量的</u>」<u>に行うこと。</u>	音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果の取りまとめを予定しております。
28	■16. 自動録音バットディテクターを使用した調査について ・自動録音バットディテクターはナセル高で長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 （意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版」 Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」、 https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf）	ご教示いただいた事項も参考に、調査の内容については、有識者からの助言、現地調査結果より予測及び評価を踏まえて検討を行ってまいります。
29	■17. 自動録音バットディテクターを使用した解析について 準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業	準備書には使用したバットディテクターの解析手法及び概要について記載します。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	者の調査結果が適切か否かを判断するため。 ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測期間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細	
30	■18. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家には、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」交付を求めること。	今後、有識者の助言や最新の研究結果を収集し、バットストライクにかかる予測についても、適切に取り組んでまいりたいと考えております。
31	■19. 月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	事後調査の実施については、準備書での予測評価を踏まえて検討するため現在はお答えできる段階ではございませんが、事後調査が必要となる場合、その頻度については、有識者への助言、予測及び評価結果を踏まえて検討を行ってまいります。
32	■20. コウモリ類の死骸探索調査についてコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、 ①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	お答えできる段階ではございませんが、事後調査が必要となる場合、その頻度や時間帯については、有識者からの助言、予測及び評価結果を踏まえて検討を行ってまいります。探索可能面積の割合については、今後の手続きの中で記載いたします。
33	■21. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることで、コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から	お答えできる段階ではございませんが、事後調査が必要となる場合、その内容については、有識者からの助言、現地調査結果より予測及び評価を踏まえて検討を行ってまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 (意見の理由) 以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版」 Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」、 (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	
34	■22. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査を実施した際には、発電所アセス省令第35条のとおり、適切に手続きを行ってまいります。 また、自治会をはじめとする地元住民の方々とは、今後もコミュニケーションを図りながら、ご意見を伺っていくことを検討しており、適切に対応を行なってまいります。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
35	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	貴重なご意見ありがとうございます。ご意見の内容は要約いたしません。
36	1. 方法書の段階において少なくとも哺乳類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	今後も専門家の意見を踏まえつつ、調査計画等を検討いたします。
37	2. 夜間調査で使用するバットディテクターの機種を記載すること。	準備書には使用するバットディテクターの機種を記載します。
38	3. 今後はコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。 以上	今後の調査等において、コウモリ類の専門家の指導を仰ぐこととします。

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
39	株式会社グリーンパワーインベストメント様風力発電計画見直しをお願い 私は山歩きが趣味でここ数年庄部谷山～芦谷山付近を歩いています。登る度にこんなに京阪神に近くで標高の低い山に素晴らしいブナ林を残して下さったと感謝しています。 しかしこの山域に風力発電の計画があると聞いて驚いています。貴重なブナ林は一度切ってしまうと元にはもどりません。 また、裸地を歩くこともありますが、とてももろい崩れやすい土だと感じます。稜線の木を伐採してしまうと最近の異常な雨や豪雪の際に耳川源流（大きなトチ、カツラの木があります）やふもとにも影響を及ぼすのではないかと素人ながら心配です。 再生可能エネルギーが必要なことは理解しています。しかしこの地でないといけないのでしょうか？ぜひ風力発電計画を見直して頂きブナ林を守ってくださいますようお願いいたします。	計画地においては良好な風況が見込まれ、また、すでに近傍に変電所インフラも整っていることから風力発電の適地として考えられ、地元行政におかれましても、エネルギービジョンが策定され、風力発電導入を促進していく方針が示されております。 また、地元集落では作業道等の山の維持管理の課題を抱えていることから、本事業ではそういった地元集落の課題にも応えられるように検討を進めてまいります。 ブナ林につきまして、今後の現地調査において、現状を把握し、既存の林道や作業道等を可能な限り利用し、樹木の伐採等をできるだけ少なく留められるよう検討してまいります。

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
40	私は野坂山地を愛する登山者です。先日、まっさらな雪で覆われた庄部谷山から芦谷山にかけての稜線を歩きました。山は静かな輝きに満ちていました。海は穏やかに光っていました。健やかな山があり海があり私達の暮らしがあるのだなあと感じました。一緒に知人が私たちの思いを意見書という形でまとめてくれました。何かを作るといことは何を失うことでもあるのだと思います。そして失ったものは元には戻らない。その失うかもしれないものへの思いから、この意見書をお送りいたしました。	自然を大切に思われるお気持ちをしっかり受け止め、環境影響の低減を図ってまいります。

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
41	風力発電計画見直しをお願い 私は大阪府在住の登山者です。大阪に住んではいますが、福井県の山に足繁く通っており、特に美浜町耳川流域の山はホームグラウンドと言っても過言ではありません。この 1000m にも満たない山々に魅せられた大きな要因は、この山域に残された豊かな樹林です。トチやカツラの巨木群と並んで、山稜上に広がる大規模なブナ林は地域の重要な財産であると思います。美浜の人々が残してこられたこのブナ林を伐採してしまうことは貴重な財産の逸失であり、将来に大きな禍根を残してしまうと考えます。長い年月をかけて形成されたブナの極相林は、一度伐採してしまえば元には戻りません。 一登山者の感情論だけではなく、伐採による現実的なデメリットも数多く想起されます。 まず第一に、風車設置のための取付道路の工事による土砂の崩落があります。近年の台風の影響により、植林地の杉の倒壊と土砂の流出がこの地でも多く見られます。山稜上のブナは風による倒壊はあるものの、ブナの森の保水力によって土砂の流出はあまり見られません。 保水力を失った森は大雨のたびに土砂が流出して谷に流れ込み、耳川本流、ひいては美浜の海にも重大な影響を及ぼしかねません。単に山の中の問題だけではなく、豊かな海の生態系にも影響を与える危険性があります。 第二に、山の中の生態系への影響があります。この山域には多くの野鳥が生息しており、バードストライクの問題が発生する懸念が大です。さらに数多く生息している獣類、特にシカが餌場を失い、里に下りて来て（現在でも多く見られますが）農作物に被害をもたらすのは必至です。 第三に、この地は積雪の多い地帯であり、里ではそれほどではなくても山の上ではかなりの積雪があります。一年の内、四分の一程度は徒歩でしか現地に入れない場所に大規模な施設を建設して、メンテナンスができるのかという疑問があります。 人間は電気無しでは生活ができず、CO2 排出量を減らすために再生可能エネルギーの転換を図る必要があることは認識しています。ただ、そのためにかけがえない自然の遺産を潰してしまうのは本末転倒ではないでしょうか。私たちは登山の楽しみだけではなく、山から数多くの恵みを受けています。ブナ林の消失は私たちの、また地球の財産の損失であると思います。 以上の点を鑑みて、本計画が見直しされることを強く希望致します。	今後の取付道路等の工事計画の立案にあたっては、行政等と協議を行い、土砂流出対策等の検討も進めてまいります。 また、生態系への影響を可能な限り小さくするため、できるだけ既存の林道を活用し、伐採する範囲は必要最小限に抑えることなどを検討します。 なお、積雪期の風車のメンテナンスについては除雪車や雪上車等を用いて対応に当たることを検討しております。 地元集落では作業道等の山の維持管理の課題を抱えていることから、本事業ではそういった地元集落の課題にも応えられるように検討を進めてまいります。

○日刊新聞における公告

・福井新聞(令和3年1月14日掲載)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)美浜新庄ウインドファーム発電事業」環境影響評価方法を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂本 満
事務所の所在地 〒107-0051 東京都港区赤坂
〒107-0051 赤坂インターシティ三階

二、対象事業の名称 (仮称)美浜新庄ウインドファーム発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大十萬五千キロワット

三、対象事業実施区域 福井県三方郡美浜町
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 福井県三方郡美浜町、敦賀市、三方上中郡若狭町
五、縦覧の場所・時間 福井県安全環境部環境政策課、美浜町役場一階情報公開コーナー、新庄区山村開発センター一階窓口、敦賀市市民生活部環境廃棄物対策課、若狭町環境安全課
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <https://greenpower.co.jp/category/information/>
期間 令和三年一月十四日(木)から令和三年二月十五日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書の対象である方法書の名称・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和三年三月一日(月)までに問い合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、美浜町生涯学習センターなびあすコミュニティルーム
(福井県三方郡美浜町郷土二九・三)
二月二日(火) 十八時三十分～二十時三十分
二月二日(火) 十八時三十分～二十時三十分
二、敦賀市栗野公民館 三階小ホール(福井県敦賀市御名五三・二)
二月二日(水) 十八時三十分～二十時三十分
三、ショッピングセンターレピア 二階レインボーホール
(福井県三方上中郡若狭町鳥浜六〇・一)
二月四日(木) 十八時三十分～二十時三十分

※新型コロナウイルスの感染拡大防止が求められる現在の状況を踏まえ、方法書説明会を中止させていただく場合があります。ご来場前に弊社ホームページをご確認ください。
八、問い合せ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0051 東京都港区赤坂 二・一・四四
赤坂インターシティ三階

・福井新聞(令和3年3月19日掲載)

お知らせ

「(仮称)美浜新庄ウインドファーム発電事業」環境影響評価方法を縦覧期間を延長し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂本 満
事務所の所在地 〒107-0051 東京都港区赤坂
〒107-0051 赤坂インターシティ三階

二、対象事業の名称 (仮称)美浜新庄ウインドファーム発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大十萬五千キロワット

三、対象事業実施区域 福井県三方郡美浜町
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 福井県三方郡美浜町、敦賀市、三方上中郡若狭町
五、縦覧の場所・時間 福井県安全環境部環境政策課、美浜町役場一階情報公開コーナー、新庄区山村開発センター一階窓口、敦賀市市民生活部環境廃棄物対策課、若狭町環境安全課
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <https://greenpower.co.jp/category/information/>
期間 令和三年一月十四日(木)から令和三年三月三十一日(水)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書の対象である方法書の名称・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和三年四月十五日(木)までに問い合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、美浜町生涯学習センターなびあすコミュニティルーム
(福井県三方郡美浜町郷土二九・三)
三月二十八日(日) 十時～十二時
三月二十八日(日) 十八時～二十時
二、敦賀市栗野公民館 三階小ホール(福井県敦賀市御名五三・二)
三月二十八日(日) 十八時～二十時
三、ショッピングセンターレピア 二階レインボーホール
(福井県三方上中郡若狭町鳥浜六〇・一)
三月二十九日(月) 十八時～二十時

※緊急事態宣言の再延長等、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて本説明会を延期とする場合がございます。延期の場合は弊社ホームページでお知らせいたしますので、ご来場前にご確認くださいませようお願い申し上げます。
八、問い合せ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0051 東京都港区赤坂 二・一・四四
赤坂インターシティ三階

○地方公共団体の公報紙によるお知らせ

・「広報みはま」1月号掲載

Mihama Information

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税(料)の減免について

【国民健康保険税の減免について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する方は、申請により保険税の全額または一部が減免となります。詳細については、町税務課までお問い合わせください。

●対象者(①、②のいずれかを満たす方)

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、前年と比較して3割以上の減少が見込まれる世帯の方

【介護保険料の減免について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する第1号被保険者(65歳以上)の方は、申請により介護保険料の全額または一部が減免となります。

詳細については、町健康福祉課までお問い合わせください。

●対象者(①、②のいずれかを満たす方)

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、前年と比較して3割以上の減少が見込まれる世帯の方

【後期高齢者医療保険料の減免について】

詳細については、福井県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

※お問い合わせ先	【国民健康保険】	町税務課(担当・高木)	☎32-6702
	【介護保険】	町健康福祉課(担当・伊藤満美)	☎32-6704
	【後期高齢者医療保険】	福井県後期高齢者医療広域連合	☎0776-54-6330

(仮称)美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、下記のとおり「(仮称)美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧に供するとともに、ご意見を募集します。

■事業者名

株式会社グリーンパワーインベストメント

■対象事業

(仮称)美浜新庄ウィンドファーム発電事業

■事業実施想定区域

福井県三方郡美浜町新庄地区

■縦覧場所・時間

- 町役場 1 階 情報公開コーナー
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- 新庄山村開発センター 1 階 窓口
午前 8 時 30 分～午後 5 時

※下記ウェブページからもご覧いただけます。

<https://greenpower.co.jp/category/information/>

■縦覧期間

1月14日(木)～2月15日(月)
(土・日・祝日を除く)

■意見・質問の提出方法

住所、氏名、電話番号、内容をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱に投函するか、右記の提出先に郵送してください。
(3月1日当日消印有効)

※電話でのご意見、ご質問はお受けできません。

■提出先

株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44
赤坂インターシティ 3 階

※お問い合わせ先 (株)グリーンパワーインベストメント ☎03-4510-2100
町住民環境課(担当・西村) ☎32-6703



暮らしに役立つ情報をお届けします

“ 認知症研修会のお知らせ ”

- 対 象：一般住民の方・認知症に関心のある方
- 会 場：福井県立すこやかシルバー病院2階会議室
- 参加費：無料
- 申 込：要（申込なしでの入場不可）
- 定 員：20名（定員になり次第、申込受付終了）

「認知症の基礎知識と対応のポイント」

講師：当院看護師 伊川朱美

日時：2月12日(金)13:30～15:00

- ・認知症の原因疾患、症状について
- ・認知症の方への対応のヒント、対応の実例

「高齢者の運転免許更新の流れ」

講師：当院精神保健福祉士 谷口久良

日時：2月17日(水)13:30～15:00

- ・運転免許更新に伴う高齢者講習について
- ・医療機関受診と診断書の記載について

「心も体も元気に健康に ～認知症の理解、予防、支援～」

講師：当院作業療法士 内藤明美

日時：2月24日(水)13:30～15:00

- ・認知症の危険因子や毎日の生活の中で脳を鍛える対策について
- ・心と体を元気にする活動、実演
- ・残された機能の維持のために自宅でできる活動などを紹介

- ・体調不良の方、体温 37.0℃以上の方は入場できません
- ・手指消毒、マスク着用をお願いします
- ・換気のため窓を開けます、服装等で調整ください
- ・当日、参加者氏名・住所・電話番号の記載をお願いします
- ・指定された座席をご利用ください
- ・介護医療専門職の方は、所属施設の許可を得てから参加ください

問い合わせ・申し込み 福井県立すこやかシルバー病院
福井市島寺町93-6
☎0776-98-2700

“ 「環境影響評価方法書」の縦覧について ”

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称) 美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧します。

1. 事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満
事務所の所在地 〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階
2. 対象事業の名称 (仮称) 美浜新庄ウィンドファーム発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大10万5千キロワット
3. 対象事業実施区域 福井県三方郡美浜町
4. 縦覧の場所・時間 若狭町役場環境安全課・午前8時30分から午後5時15分まで（※土・日・祝日を除く）
電子縦覧 <https://greenpower.co.jp/category/information/>
期間 令和3年1月14日(木) から令和3年2月15日(月) まで
5. 意見書の提出



環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書の対象である方法書の名称・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和3年3月1日(月) までに下記提出先へご郵送ください（当日消印有効）。

【提出先】 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階

問い合わせ (株) グリーンパワーインベストメント 南越前町オフィス ☎0778-45-0327
環境安全課 ☎0770-45-9126

○インターネットによるお知らせ

・敦賀市ホームページ掲載内容

音声読み上げ・文字拡大

Multilingual

モバイルサイト

サイトマップ



敦賀市
Tsuruga City

くらし

子育て・教育

健康・福祉

安心・安全

市政情報

観光案内

文字サイズ 大 中 小 配色変更

A B C

検索の使い方

検索

現在のページ

トップページ

くらし

環境・公害

お知らせ

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について（美浜新庄）

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について（美浜新庄）

最終更新日：2021年3月22日

（令和3年3月22日更新）方法書の縦覧期間が3月31日（水曜）まで延長となりました。また、住民説明会が3月28日（日曜）午後6時から栗野公民館で開催されます。詳しくは事業者ホームページにてご確認ください。

美浜町新庄地区における風力発電事業の実施に伴い、環境影響評価法に基づき、実施事業者が環境影響評価方法書の縦覧を行っています。

- 対象事業**
 （仮称）美浜新庄ウィンドファーム発電事業
- 事業者**
 株式会社グリーンパワーインベストメント（本社 東京都港区）
- 予定地**
 福井県三方郡美浜町新庄地区
- 縦覧期間**
 令和3年1月14日（木曜）から令和3年3月31日（水曜）まで（土曜・日曜・祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで
- 縦覧場所**
 敦賀市役所3階 環境廃棄物対策課
 （備考）事業者のホームページで電子縦覧もできます。
[電子縦覧（株式会社グリーンパワーインベストメント）（外部サイト）](#)
- 意見提出方法**
 ご意見はいずれかの方法でご提出ください。
 1 縦覧場所に設置している意見書箱へ投函
 2 事業者へ郵送で提出
- 住民説明会**
 令和3年3月28日（日曜） 午後6時から午後8時まで 栗野公民館1階 大ホール
- お問合せ先**
 株式会社グリーンパワーインベストメント 南越前町オフィス
 〒919-0131 福井県南越前町南越前今庄71-14-1
 TEL：0778-45-0327（担当：細川、牧野）

情報発信元

環境廃棄物対策課

敦賀市 中央町2丁目1番1号

電話番号：0770-22-8121

ファックス：0770-22-6042

[お問い合わせ](#)

この情報は役に立ちましたか？

お寄せいただいた評価はサイト運営の参考といたします。

質問：このページの情報は役に立ちましたか？

評価： ☒ 役に立った ☐ どちらともいえない ☐ 役に立たなかった

質問：このページの情報は見つけやすかったですか？

評価： ☒ 見つけやすかった ☐ どちらともいえない ☐ 見つけにくかった

ページの先頭へ

このホームページについて

著作権について

免責事項

プライバシーポリシー

リンク集

敦賀市役所

お問い合わせ

敦賀市へのアクセス

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
電話：0770-21-1111（代表）

Copyright © Tsuruga City All Rights Reserved.

お知らせ

- ⇒ PCB廃棄物の期限内処理に回して
- ⇒ 風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について（美浜新庄）
- ⇒ 国民運動「COOL CHOICE」に賛同します！
- ⇒ アイドリングストップ運動にご協力をお願いします
- ⇒ 不法投棄のされにくい環境づくり（緑化事業1）
- ⇒ 不法投棄のされにくい環境づくり（緑化事業2）
- ⇒ 不法投棄のされにくい環境づくり（緑化事業3）
- ⇒ 不法投棄のされにくい環境づくり（緑化事業4）
- ⇒ 不法投棄のされにくい環境づくり（緑化事業5）

こちらもお探ですか？

- ⇒ 学校運営部会（角原中学校区小中一貫校設置準備委員会）
- ⇒ PTA部会（角原中学校区小中一貫校設置準備委員会）
- ⇒ 訪問外窓口のご利用について

情報がみつからないときは？

・若狭町ホームページ掲載内容


若狭町 輝きと優しさに出会えるまち

[観光・イベント情報](#)

[若狭町の天気](#)
[交通アクセス](#)

文字サイズ [小](#) [中](#) [大](#)
[サイト内検索](#)

[検索](#)

[ホーム](#)
[暮らしの窓口](#)
[イベント・募集](#)
[プロフィール](#)
[自然と環境保全](#)

[ホーム](#) > [暮らしの窓口](#) > [生活・衛生](#) > [環境影響評価方法書の住民説明会について](#)

暮らしの窓口

- 届出・証明
- 税金
- 生活・衛生
- 産業
- 保健・医療
- 福祉・介護
- 消防・防災
- まちづくり・財政
- 広報・統計・情報
- 建設・住宅
- 教育・文化・スポーツ
- 施設案内
- 広報わかさ
- 新型コロナウイルスに関すること

生活・衛生

登録日：2021年3月19日 最終更新日：2021年3月22日 [印刷する](#)

環境影響評価方法書の住民説明会について

(仮称)美浜新庄ウィンドファーム発電事業における環境影響評価方法書の住民説明会が別添「住民説明会について」のとおり開催されます。

関連文書ダウンロード

 [住民説明会について](#)

※右クリック（Macintoshの場合はしばらくクリック）をして、「対象をファイルに保存」等のメニューを選択し、資料をダウンロードしてください。
Adobe Readerは、下記の「Get Adobe Reader」のボタンから入手（ダウンロード）できます。



ページNO：002293

お問い合わせ

環境安全課
TEL 0770-45-9126
kankyoanzen@town.fukui-wakasa.lg.jp

[△ページのトップへ](#)

[サイトの便利な使い方](#) | [お問い合わせ先](#) | [個人情報の取扱い](#) | [著作権・リンク](#) | [町やホームページのご意見](#)

・美浜町ホームページ掲載内容



(仮称) 美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書の住民説明会の開催について

記事ID : 0004482 更新日 : 2021年3月22日更新 [印刷ページ表示](#)

(仮称) 美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書の住民説明会が開催されます。

【日時】 3月28日(日曜日) 10時～12時

【場所】 美浜町生涯学習センターなびあす コミュニティルーム

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて本説明会が延期となる場合がございます。延期の場合は事業者ホームページにてお知らせいたしますので、ご来場前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

<https://greenpower.co.jp/category/information/>

【お問合せ先】

株式会社グリーンパワーインベストメント 南越前町オフィス

担当 細川・牧野

Tel 0778-45-0327

重要なお知らせ

2021年3月19日更新

[新型コロナワクチンの接種について](#)

2021年3月17日更新

[新型コロナウイルス感染症関連情報](#)

[第33回美浜・五木ひろしふるさとマラソン特別企画チャリティウォーキング](#)

あと 45 日

手続き申請ナビ

転出・転入・出産等必要な手続きを検索できます。

[見つからないときは](#)

皆さまのご意見を
お聞かせください

お求めの情報が充分掲載されてましたでしょうか？

☐ 充分だった ☒ 普通 ☐ 情報が足りない

ページの構成や内容、表現は分かりやすかったですでしょうか？

☐ 分かりやすい ☒ 普通 ☐ 分かりにくい

この情報をすぐに見つけられましたか？

☐ すぐに見つけた ☒ 普通 ☐ 時間がかかった

送信する

[Twitter](#) [いいね! 0](#) [シェア](#) [LINE](#)

[サイトマップ](#) | [個人情報の取り扱いについて](#) | [免責事項](#) | [アクセシビリティ](#) | [リンク集](#) | [著作権](#) | [町役場への行き方](#)

美浜町役場

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
美浜町はSDGsに取り組んでいます。

法人番号6000020184420

〒919-1192 福井県三方郡美浜町市25-25

Tel : 0770-32-1111 Fax: 0770-32-1115

[メールでのお問い合わせ](#)

美浜町

石川県

福井県

若狭湾

岐阜県

滋賀県

京都府

JRの場合

> [大阪・京都方面から](#)

> [東京・名古屋方面から](#)

車の場合

> [大阪・京都方面から](#)

> [東京・名古屋方面から](#)

・当社ホームページ掲載内容①



ニュース

[ホーム](#) > [ニュース](#) > [お知らせ](#) > 【更新：住民説明…

【更新：住民説明会開催について】（仮称）美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書の電子縦覧について

© 2021年3月21日 public relations お知らせ

住民説明会開催について

「（仮称）美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」（以下、方法書）につきまして、下記の通り住民説明会を開催致しますのでお知らせいたします。

★住民説明会の開催を予定する日時及び場所

日時	場所
3月28日（日） 午前10時から正午	美浜町生涯学習センターなびあす コミュニティルーム （福井県三方郡美浜町郷市29-3）
3月28日（日） 午後6時から午後8時	敦賀市栗野公民館 一階大ホール （福井県敦賀市御名53-19）
3月29日（月） 午後6時から午後8時	ショッピングセンターレピア 二階レインボーホール （福井県三方上中郡若狭町島浜60-1）

※緊急事態宣言の再延長等、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて本説明会を延期とする場合がございます。延期の場合は当ホームページでお知らせいたしますので、ご来場前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、方法書の縦覧及び意見書募集期間は下記のとおりです。

- ・ 方法書縦覧期間：令和3年1月14日（木）～令和3年3月31日（水）
- ・ 意見書募集期間：令和3年1月14日（木）～令和3年4月15日（木）

★事業名

株式会社グリーンパワーインベストメント

★実施区域

福井県三方郡美浜町

★縦覧場所

福井県安全環境部環境政策課（福井市大手3-17-1）
 美浜町役場 一階情報公開コーナー（福井県三方郡美浜町郷市25-25）
 新庄区山村開発センター 一階窓口（福井県三方郡美浜町新庄65-62）
 敦賀市役所市民生活部環境廃棄物対策課（福井県敦賀市中央町2-1-1）
 若狭町環境安全課（福井県三方上中郡若狭町中央1-1）

・当社ホームページ掲載内容②

★電子縦覧

●方法書

●目次

(各章へのリンクについては上記目次ページからご確認ください)

https://my.ebook5.net/gpi_eia/mihamashinryo_houhoukyo/

●正誤表

●要約書

●説明会資料

★意見書

●意見書書式

方法書及び要約書は、令和3年1月14日(木)～令和3年3月31日(水)の期間中は閲覧が可能です。ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

意見書はダウンロードおよび閲覧・印刷することが可能です。

なお、方法書に記載された情報(文章、資料、地図、画像等を含む。)に関する著作権は、法律によって保護されています。著作権法上認められた場合を除き、方法書に記載された情報を利用(複写、複製、改変、配布、配信、他サイトへの転載を含む。)することは、法律によって禁止されています。

★意見書提出方法

本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました「ご意見箱」にご投函いただくか、下記お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください(令和3年4月15日(木)当日消印有効)。

※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

★意見書の提出期限

令和3年4月15日(木)

※郵送の場合は、当日消印有効

★お問い合わせ先

株式会社グリーンパワーインベストメント

〒107-0052

東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階

Eメール: gpi_info@greenpower.co.jp

※電話及びEメールによる、方法書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしていません。

その他の記事

【終了しました】(仮称)石狩湾沖洋上風力発電事業 人事異動に関するお知らせ(2020年4月1日)
環境影響配慮書の電子縦覧について(12月4日 更新) 下記の通り人事異動を行いました…
(仮称)石狩湾沖…

【終了しました】(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業 環境影響評価書の電子縦覧について
(仮称)石狩湾新港洋上風力発電…

« 日本最大の風力発電所「ウィンドファームつがる」に東北電力が出資参画

お 知 ら せ

「(仮称) 美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

令和3年1月14日(木)～令和3年2月15日(月)まで
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

配慮書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、
備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、令和3年3月1日(月)までに意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○送付先(郵送の場合)

〒107-0052

東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ3階

株式会社グリーンパワーインベストメント

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②意見書の提出の対象である方法書の名称

③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://greenpower.co.jp/category/information/>

以上

「(仮称) 美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」

閱覽用紙

ご住所

ご氏名

「(仮称)美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函ください。

恐れ入りますが、閲覧のみの場合は、ご住所・ご氏名のみをご記入、ご投函ください。

令和3年 月 日

[illegible]